

報告第2

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月30日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和4年11月7日（月）
- 2 事故発生場所 白岡市 [REDACTED] 宅地内
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 [REDACTED] 宅前の街路樹けやきの根が [REDACTED] 宅に侵入し、雨どい排水管を閉塞させたものである。
- 5 損害賠償額 16,500円